

生体認証特約

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、当金庫が発行するICカードのうち、生体認証機能が付加されたICカード（以下「生体認証ICカード」といいます。）を利用するに当たり、特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、当金庫キャッシュカード規定、法人カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫キャッシュカード規定、法人カード規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫キャッシュカード規定、法人カード規定により取り扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもの以外は当金庫キャッシュカード規定、法人カード規定の定義によるものとします。

2. (生体認証の利用範囲)

- (1) この特約において生体認証とは、本人の静脈情報（以下「生体情報」といいます。）を生体認証ICカードにあらかじめ記録し、当金庫所定の取引（以下「生体認証対象取引」といいます。）を行う際に、本人の生体情報と生体認証ICカードの生体情報を照合することにより本人認証を行う方式をいいます。
- (2) 生体認証を行うことができる預金機、支払機、振込機その他の機器（以下「生体認証対応自動機」といいます。）は、当金庫が定めるものとします。

3. (生体情報の記録・変更)

- (1) 生体認証は、当金庫の窓口において当金庫所定の方法で生体認証ICカードに生体情報を記録したときから利用することができます。
- (2) 生体認証ICカードの再発行を受けた場合には、あらためて生体情報の記録が必要となります。また、代理人の生体認証ICカードで生体認証を利用する場合には、代理人の生体情報の記録が必要となります。
- (3) 当金庫がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、生体認証ICカードに記録した生体情報を申込店の窓口において当金庫所定の方法により変更することができます。
- (4) 生体情報の記録または変更に当たっては、当金庫所定の方法により本人確認をさせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、生体認証の利用をお断りすることがあります。
- (5) 生体認証ICカードに記録された生体情報は、申込店の窓口において当金庫所定の方法により削除することができます。

4. (生体認証の実施)

- (1) 生体認証ICカードを用いて生体認証対応自動機により生体認証対象取引を行う場合、当金庫は、生体認証対応自動機の操作の際に使用された生体認証ICカードが当金庫より本人に交付した生体認証ICカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することに加えて、入力された生体情報が生体認証ICカードに

記録された生体情報と一致することを当金庫所定の方法により確認します。

(2) 本人および代理人は、生体認証対応自動機の故障などにより生体認証を行うことができない場合には、当金庫所定の他の認証方式を用いるものとします。

5. (個人情報等)

本人および代理人は、生体認証対応自動機による生体認証対象取引において生体認証を行う目的で、当金庫が生体認証 I C カードに生体情報を記録、保管することを同意願います。

6. (特約の変更)

(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

尾西信用金庫

09-113 2020.04